

			⑦責任技術者に異動があったとき。	
			⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。	
事業運営基準違反	下水道条例	第3条 第4条	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。(無届工事等)	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
	下水道条例施行規程	第2条第1項 第3条第1項		
	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第3条第1項 第4条第1項		
		第3条第2項	排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	文書警告または口頭注意
		第3条第3項	排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	
		第3条第4項	排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
		第3条第5項	自己の名義を他人に使用させたとき。	
		第3条第6項	管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。	文書警告または口頭注意
	第3条第7項	自己の雇用する排水設備工事責任技術者以外の者に排水設備の設計および工事の監督を行わせたとき。		
第3条第8項	使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。			
事業運営基準違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第4条第2項	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち合わせないとき。	文書警告または口頭注意
		第4条第3項	検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。	
		第5条	排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。	
		第6条	管理者が、必要があると認める際、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。	

罰則	函館市下水道条例	第19条	(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。	5万円以下の過料
			(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。	
			(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。	
			(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。	
			(5) 第7条の規定による届出を行わなかった者。	
			(6) 第10条第1項の規定による記録をしなかった者または虚偽の記録をした者。	

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令条文	違反内容	措置内容	
責任技術者の職務義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。 排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。	文書警告または口頭注意
		第17条第3項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。	
		第17条第4項	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。	
		第18条第1項第2号	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。	登録の取消し
		第18条第1項第3号	成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者であるとき。	
		第19条第1項	登録の更新について申請しないとき。	登録の取消し
		第21条第2項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。	文書警告または口頭注意
		第21条第3項	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。	
		第23条第1項第1号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適當な行為をしたとき。	登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくは文書警告
		第23条第1項第2号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。	
		第23条第1項第3号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。	
		第23条第1項第4号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。	
		第23条第1項第5号	条例および規程等の規定に違反したとき。	